

刑 法	(配点 60 点)
-----	-----------

【問題】

以下の事実関係に基づき、甲及び乙の罪責を論じなさい(ただし、特別法違反の点を除く)。

- 1 経済苦に悩んでいた甲(28歳, 男性, 身長175センチメートル, 体重70キログラム)は, 犯罪をしてでも金を手に入れたいと考えながら散歩をしていたところ, 公園にいた主婦数名が, 近所で最も裕福で, 自宅に財産を隠し持っているときとされているV(75歳, 男性, 身長163センチメートル, 体重65キログラム)の噂話をしているのを耳にした。その噂話によると, Vは自身の財産を金融機関に預けずに, 自宅の押し入れに隠しているが, V宅には十分な防犯設備が設置されておらず, Vが一人暮らしをしているだけであることから, 空き巣などに襲われないか心配をしているようであった。この噂話を聞いた甲は, 深夜, V宅に侵入して現金を盗みだすことを思いついた。
- 2 その後, 甲は, 甲の幼なじみで, 同じく経済苦を抱えている乙(28歳, 男性)を自宅に呼び出し, 乙に, 前記1において聞いた噂話を伝え, V宅の財産を盗みだす計画を立てていることを伝えた。

その計画を聞いた乙は, 当初「盗みに入るなんて良くない」と甲を止めるように説得をしていたが, 甲から「深夜にV宅にこっそり入って, 押し入れの現金を盗ってくるだけだ。乙, お前にも協力してほしい。お前は車を用意して, 指定する時間帯にV宅の外で見張りをしてほしいんだ。そして, V宅から俺が出てきたら, 俺を車に乗せて逃げてほしい。それだけしてくれれば, V宅からとってきた現金を山分けしてやるよ。どうだ。」と持ちかけられ, 自分が盗みに入る必要はなく, 甲から言われたことをするだけで, V宅から盗んできた現金の半分を手に入れられるならば悪い話ではないし, 現金が手に入れば自身の借金の返済に充てられるだろうと考えて, 甲からの提案を受けるとした。

その後, 甲及び乙は, 計画の決行日を翌々日とし, 甲が当日の深夜1時頃にはV宅に侵入するので, 乙は深夜1時10分までには, V宅前に乙の自動車を路上駐車して甲を待つこととといった詳細な相談を行って, その場を解散した。

- 3 翌々日の深夜1時頃, 甲はV方に到着すると, V宅へ侵入ができそうな場所を探した。すると, その10分後, 甲は, V宅1階トイレの窓ガラスの施錠がされていないことを発見したので, そこからV宅内に立ち入り, 押し入れがあると思われる居間へ向かった。

また, 同じ頃, 乙は, 乙所有の自動車を運転してV宅前に到着したので, V宅前にある空地のそばに乙の自動車を駐車させ, そこからV宅の様子を見張ることとした。

- 4 V宅の居間に到着した甲は, 居間の押し入れの中を物色していたところ, そこに帯封がなされている100万円の札束が10束あることを発見した。そこで, 甲は, 持参し

た手提げ袋に10束の札束を全て入れ、その場から逃亡してしまおうと考えた。だが、甲が9束の札束を入れ終え、最後の札束を手にしたとき、ちょうど、甲が立てた物音に気がつき、不審に思って居間に現れたVに現場を発見された。

Vに見つかった慌てた甲は、現金を確保して逃亡するためにVをなんとかしなければと考え、手に持っていた最後の札束を手提げ袋には入れず、Vに向かって投げつけた。すると、札束がVの顔に当たりVがひるんだので、甲は、甲の身体ごとVの身体に向かって体当たりをしてVを転倒させた。すると、Vは転倒した痛みでそのまま立ち上がれなくなったので、その隙に甲はV宅から逃亡した。

なお、その際、Vは仰向けに倒れて背中を強打したことで、全治3週間の打撲傷を負った。

- 5 V宅から甲が出てきたことに気がついた乙は、自動車の運転席から甲に声をかけ、自動車の助手席に乗るように促し、甲を助手席に乗せてそこから逃走した。

乙は、逃走中の車内において、甲から、家人のVに見つかったがなんとか現金を奪って逃走することができたという話を聞き、札束の入った手提げ袋を見せられたので、約束通り、甲が盗んできた現金900万円を450万円ずつに山分けすることとした。

以上